

2023.10.29 日本語学会2023年度秋季大会 シンポジウム

# 日本語学と国語教育学との接点

—学会設立期の議論に着目して—

武蔵野大学 勘米良祐太

## 0. 1. 発表者について

- ・研究テーマ：国語教育における文法教育史

(1) 橋本文法が学校文法として定着した要因(橋本以前の他領域と関連しようとした文法が定着しなかった要因)(勘米良2020)

- ・チャレンジは行ったが、学習者の実情に合った内容開発が困難だった

- ・無理解からではなく、試行錯誤の結果

(2) 植民地朝鮮における文法教育の目的および内容(勘米良2022aなど)

- ・文法教育が国民統合に果たした機能を批判的に分析

- ・植民地特有の配慮は見られない(無自覚な暴力性?)

→現在の文法教育の課題を、歴史的に遡ることで考察

## 0.2. 本発表の構成

1. 学会設立期に着目する経緯
2. 学会設立期における文法教育に関する議論
3. 学会設立期における課題と今日への示唆

\* 予稿集には紙幅の関係で入らなかった内容、その後追加で分析、考察した内容を含みます。

# 1. 学会設立期に着目する経緯

## 1.1. 本発表の目的

・日本語学・国語学を主たる対象とする学会と、国語教育学を主たる対象とする学会が、設立当時、文法教育について行っていた議論における課題を解明すること

・「国語学会」と「全国大学国語教育学会」: 設立時期に第1期学習指導要領および教科書検定の実施(表1)

→両学会とも、分野の垣根を超え、国語学者・国語教育学者が積極的に議論(後述)

年	できごと
1944年	国語学会設立
1947年	第1期学習指導要領
1948年	『国語学』第1輯刊行
1949年～	新制度における教科書検定
1950年	全国大学国語教育学会設立
1952年	『国語科教育』第1号刊行

表1 2つの学会設立期の略年表

## 1.2. 学会設立期に着目する経緯

- ・第1期学習指導要領(1947年): 従来の文法が「国語科のなかで孤立していた」こと、「文法を現実の社会生活における言語活動と結びつけなかった」ことを批判
- ・第1期および第2期(1951年)の検定: 文法単独の教科書が4冊通過(逆行?)
- ・4冊いずれも「文節」「自立語」「付属語」など『中等文法』(文部省、1944年)準拠の内容

→なぜ文法教育の目標が変わっても、文法教科書の形態、内容は変わらなかったのか?

(今日につながる文法教育の課題、両学会の文法教育への接点の持ち方を考察)

編者	刊行年	書名	出版社
岩淵悦太郎ほか編	1949	口語の文法	秀英出版
中等文化研究会編	1949	国語文法口語篇	教育図書
東條操編	1949	新制中学国語文法口語篇	星野書店
岩井良雄編	1950	新文法口語篇	二葉株式会社

表2 新検定制度初期における検定通過教科書

## 2. 学会設立期における文法教育に関する議論

## 2.1. 分析の対象とする両学会誌の論考

1)第1期学習指導要領(1947年)および第2期学習指導要領(1951年)下に刊行された国語学会、全国大学国語教育学会の学会誌

→『国語学』第1～35輯、および『国語科教育』第1～5集

2)同時期の学習指導要領や教科書を批判したり、新たな文法教育(中学校)の目標・内容について論じたりしているもの

・文献レビュー、国語教育一般、指導法、子どもの実態調査は除く

→1)、2)を満たす9点が対象(表3参照) \* 予稿集から追加、削除あり

・掲載誌が『国語学』か『国語科教育』かは問題にしない

→両分野の論者がまたがって掲載されているため



No	筆者名	刊行年	論考名(副題は省略)	掲載誌
①	遠藤嘉基	1948	国語教育について	『国語学』1
②	上甲幹一	1951	新しい文法の学習指導計画	『国語学』6
③	安藤新太郎	1952	文法の学習指導法	『国語学』9
④	時枝誠記	1952	国語学と国語教育との交渉	『国語科教育』1
⑤	手崎政男	1952	国語教育における文法	『国語学』9
⑥	佐藤喜代治	1955	言語活動の指導としての国語教育	『国語学』22
⑦	遠藤嘉基ほか	1956	文法教育の諸問題	『国語学』26
⑧	遠藤嘉基	1957	義務教育における文法学習指導	『国語科教育』4
⑨	松下貞三	1957	文法文体教育について	『国語科教育』4

表3 分析の対象とした資料

## 2.2. 両学会における議論の分析方法

- ・①～⑨の論考を参照し、複数の論考に共通する論点を抽出
- ・そのうえで、この時期の議論の特徴を明らかに
  - のちにこの時期の議論の課題(両学会の接点のあり方)を考察する際の素材に
- ・今日の視点から(論点先取的に)過去を断罪する議論はしない
  - \*「橋本文法から変わらない」のは、今も昔も「根の深い」課題
  - 当時の枠組みを知ることで、今日の枠組みを照らし直せる可能性

## 2.3. 分析の結果

①～⑨の論考は、大きく(A)(B)の2つに分類可能

(A) 言語活動への寄与を主張するもの(①、②、③、⑤、⑦、⑧、⑨)

このうち、理念だけでなく、具体的な方向を示すものを4種に下位分類

(a1) 鑑賞への活用

①遠藤1948

ひところ鑑賞主義なるものが流行したが、正確な日本語についての知識がなくて、真の鑑賞などがありうるはずのものではないのである。いふ意味は、たとへば文法がわかるといふことと鑑賞とは表裏の関係だといふのである(p.117、下線引用者、以下同様)

→文法を(とくに文学を)読むことと関連づける視点

## (a2) 適切さの判断への貢献

### ②上甲1951

むかし、そのころの都、あすかのほとりに、わかい仏師がいました。法隆寺金堂に納められている、金銅の薬師如来を造ったという名高い仏師、鞍作止利の弟子であったともいわれ、また聖徳太子のすがたをえがいたという、これも名高い阿佐太子の弟子であったともいわれていますが、その名はわかっていません。

いままでの文法の取扱からいえば、「この文は複雑な構造をもってはいるが、文法的には正しい」というほかないが、新しい取扱では「文法的には正しいにしても、わかりにくい。それはなぜだろう。また、この意味をもっとわかりやすく言い表すにはどうすればいいだろうか」という点まで進もうというのだ。(p.104)

→わかりにくさの原因や、わかりやすい表現を見出すための文法

### (a3) 論理的思考による人間形成

#### ⑧遠藤1957

(引用者注:「彼は笑いながら逃げていく弟を追った」という多義文について)

文法の知識を応用していけば、正確な表現に近づいていくことができるのである。この正確な表現ということは、正確な思考ということと、密接に結びつく。だから、正確に表現をする訓練は、正確に思考する訓練を生むことになり、それはやがて、自分で考える人間を作ることになるわけである。(p.4)

→「正確に思考する訓練」を通して「人間形成」をめざす議論(同上)

## (a4) 文体への着目

### ⑨ 松下1957

(引用者注:徒然草四十段の書き出しが、「因幡国に……おや、ゆるさざりけり」と、複数の主述を交代しながら書かれることについて)

このような文構造による表現形式は、当時の文章としてはそう珍しいものではない。(中略)しかし、これが一度兼好にとりあげられると、人間の普遍性を喝破したものとなり、それ故にこの表現は時流を超えた一回限りの兼好の名文となるのである。(p.72)

→ 普遍性だけではない、「一回限り」の表現を説明する文法

\*ただし(a2)「適切さの判断への貢献」については、反論もある

### ③安藤1952

(引用者注:あるテストで鯨のことをきかれ「鯨は魚の一種です」と回答した場合)

テストにおける言語行為として、およそ非効果的であるにちがいないが、文法意識は、形式上の正・不正の判断をするだけで、進んで内容に立ちいることを敢えてしないのである。(p.85)

文法学習指導の目標は、単一な「正しく」で十分らしく、「効果的」となれば手に余ってしまい、現実の言語事実の種々相が文法に対する不信を招くことになりそうである。(同上)

→文法は「正しさ」のみを対象とし、「効果」を語り得ないという反論

\* また(A)の中でも、さらに具体的な議論が必要という指摘

②上甲1951(a2で前掲)

(引用者注:文の種類、文節の関係、助動詞、格関係という系統を示しつつ)

「まして、現在のところ国語教育界全体として、この種のしっかりした実践体験をもっていないのだから、すべては今後の研究にまつべきであり、それには現場の教官と専門学者の心からなる協力がまず必要だという結論になる」(p.108)

→「適切さの判断への貢献」に関する具体的な体系は見出せていない



## (B) 言語活動に関する研究の必要を主張するもの(④、⑥)

### ④時枝1952

先づ、戦後、国語教育学者と云はれてゐる人たちから放たれた国語学に対する批判に耳を傾ける必要がある。それらの批判の一つは、国語教育で取扱い、問題にする国語は、具体的な場面において、具体的な事柄について表現され、また理解される言語活動そのものである。(中略)ところが国語学者の研究対象とする国語は、そのやうな具体的な言語活動以前の、抽象された国語である。そのやうな抽象された国語の知識が、具体的な言語活動を問題にする国語教育にどれだけの効果と寄与をもたらすかは甚だ疑はしいといふのである。

(p.8)

→「言語活動それ自体に対する考察と分析」(p.9)の必要

\* 学習者に関わる言語の分析不足＝国語教育の課題でもある

⑥佐藤(1955)

戦後の教育で、言語活動とか言語生活とか、言語が重要な課題となって来てゐることは事実である。しかし、それは十分な学問的な裏付けを伴はず、にはか仕込みで教育の現場に持ちこまれたために、教師たちが戸惑ひしているのが実情ではなからうか。(p.105)

従来の国語教育研究では、教育の方法・技術といふ面では相当に調査・研究が行はれてゐるやうであるが、同時に指導すべき言語活動そのものについても実際に即した調査・研究が行はれてよいと思ふ。少くも言語の問題か、教育の問題かを見分けてかかる必要がある。(p.111)

→「言語活動そのもの」を研究する必要の指摘

### 3. 学会設立期における課題と今日への示唆

### 3.1. (A) 言語活動への寄与に関する課題

・言語活動への寄与が重要であることは、当時から共通の認識

\* 永野(1958): 体系化された「文法学」でなく、事実としてある「文法」の理解を重視 (pp.8-14)

・しかし具体的な「文法」の方向としては(a1)～(a4)の複数が提示

・反論が行われるとともに、具体的な議論も不足

→ 文法の具体的な教育目的が不明瞭であるのが、教科書が変わらなかった一因

・教育目的が不明瞭であるのは、今日においても共通の課題

\* 2017年版学習指導要領: 「生きて働く」知識及び技能

→ 言語事項を言語活動に生かすことを明示、しかしその実際の内容は不明

→ 「文法的に考える」(メタ言語)実践と、「生きて働く」ことの関係も不明

## ●文法教育の目的を考えるにあたって

・書く文脈と関係ない文法の体系指導は、かえって作文のパフォーマンスを落とす(Grahamほか2007)

→目的に応じた文法体系が必要

書くための文法／読むための文法／メタ認知のための文法／古典のための文法／第二言語と関連する文法／日本語支援のための文法……

\* 野田(2005):日本語教育における「オーダーメイドの文法」

・国語科カリキュラム全体では、言語活動4領域の指導に加え、各指導体系を構築、指導する「体系間のコスト」の課題(勘米良2022b)

→どのような目的設定が必要？／それぞれの内容は？(日本語学的な知見が不可欠)

## 3.2. (B)言語活動に関する研究の課題

・言語活動に関する研究の不足

→どのような「文法」を目指すべきか議論するための素材の不足が、橋本文法に代わる内容を示せなかった一因

\*この課題も未解決だが、近年蓄積が見られる

伊坂(2012):学習者の産出する文法的不適格性の量的調査

安部・橋本(2014):「特徴」を主語にとる名詞述語文の難しさ

(例)「この絵の特徴は、どこから見ても目が合います」(モナリザ文)

石黒(2020):段落など、言語活動に出現する概念を再検討

→学校文法の再整理に向けて、言語活動に関する蓄積を重ねていく必要

## ●言語活動を対象とする研究について

・対象を「言語活動」にしばる＝議論の普遍性を損ねる？

1)現場に現れる言語現象を見ることで、具体的な支援が可能になる

→応用に向けた別の研究アプローチ

2)異なる対象を見ることで、あらためて見える文法現象への着目

(例)そもそも適切な述語をとりにくい名詞がある

→「特徴」以外にどんなものが？ どう理論化できる？

・日本語学、国語科教育学双方にとって新たなアプローチを生む可能性

## ●まとめ

○学会設立期における2つの学会での議論の課題

・文法教育に関して、具体的な教育目的が不明瞭であった

・文法教育に関して、言語活動に関する研究の不足

→橋本文法に代わる理論を示せなかった一因

○これらは今日においても一定程度積み残された課題

・目的別の文法体系づくり、国語科のカリキュラムとの調整

・言語活動に関する研究の進展

○日本語学、国語教育学のさらなる協働の可能性



## 参考文献

Graham, Steve and Perin, Dolores(2007), Writing Next, Alliance For Excellent Education.

安部朋世、橋本修(2014)「いわゆるモナリザ文に対する国語教育学・国語学の共同的アプローチ」全国大学国語教育学会編『国語科教育研究 大会研究発表要旨集』126、pp.273-276

伊坂淳一(2012)「中学生の日本語表現における文法的不適格性の分析」『千葉大学教育学部研究紀要』60、千葉大学教育学部、pp.63-71

石黒圭(2020)『段落論』光文社新書

勘米良祐太(2020)『旧制中学校国語科における文法教育の課題』筑波大学博士論文

勘米良祐太(2022a)「大正期植民地朝鮮における文法教育が国民統合に果たした役割」『月刊国語教育研究』597、日本国語教育学会、p.48-55

勘米良祐太(2022b)「知識事項と他領域との関連を問い直す」『国語教育史研究』22、国語教育史学会、pp.9-17

永野賢(1958)『学校文法概説』朝倉書店

野田尚史編(2005)『コミュニケーションのための日本語教育文法』くろしお出版